

鳥取県告示第 816 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 2 縦覧に供する期間
平成18年11月14日から30日間
- 3 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部林政課、西部総合事務所農林局及び日野総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）